

～喫煙目的室の設置をご検討の飲食店の皆様へ～

『喫煙目的施設』の要件にご注意ください

健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策により、飲食店の屋内は原則禁煙となっています。喫煙するには、技術的基準を満たした専用の喫煙室の設置が必要です。

シガーバーなど、利用者に対して喫煙をする場所を提供することを主な目的とする喫煙目的施設については、技術的基準を満たした喫煙目的室を設けることができますが、飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず、喫煙目的室を設置することはできません。

喫煙目的施設と飲食店の違いは以下のとおりです。

【施設の種別】	喫煙目的施設	飲食店		
				経営規模の小さい既存の飲食店
【設置可能な喫煙室】	喫煙目的室	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室
【施設の要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙場所の提供が主な目的 ・たばこの対面販売* (出張販売含む) ・通常主食と認められる食事を主として提供しない ・飲食を提供する設備あり 	全ての飲食店	全ての飲食店	以下の要件を全て満たす飲食店 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月1日時点で既存の飲食店 ・客席面積100㎡以下 ・中小企業又は個人経営
【設置場所】	施設の一部又は全部	施設の一部	施設の一部	施設の一部又は全部

※たばこの小売販売業(出張販売含む)の許可を得ただけでは喫煙目的施設に該当しませんのでご注意ください。